支給対象の例

1. 申請者は児童の父とした場合

父が児童と同居 かつ 配偶者は別居

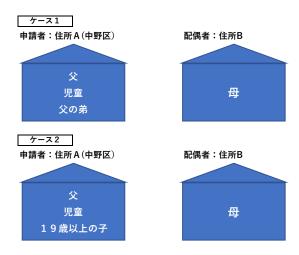




2. 申請者は児童の父、扶養義務者(申請者の兄弟等)がいる場合

父が児童、扶養義務者と同居 かつ 配偶者は別居

※父および扶養義務者のどちらか一方が、所得制限額以上の場合は対象外です。



- 3. 申請者は児童の父、児童と別居している場合
 - 父、児童、配偶者がそれぞれ別居
 - ※父が児童と同居しないで児童を扶養している事実を明らかにする「別居監護に係る申立書」が必要です。
 - ※児童が日本国内 かつ 中野区以外にお住まいの場合、住民票の写しが必要です。

